

匝瑳市議会平成20年9月定例会議事日程（第15日）

9月19日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 閉会中の継続審査申出書の件
- 3 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 4 委員長報告に対する質疑
- 5 議案（第1号－第14号）に対する討論
- 6 議案（第1号－第14号）の採決
- 7 陳情（第1号）に対する討論
- 8 陳情（第1号）の採決
- 9 発議案（第1号－第2号）の上程－採決
発議案第1号 匝瑳市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
発議案第2号 ミニマム・アクセス米による「事故米」の食用転用・不正流通の真相究明と再発防止対策強化を求める意見書について
- 10 議会運営委員会補欠委員の選任
- 11 閉会中の所管事務調査申出書の件
- 12 閉 会

出席議員（22名）

議 長	佐 藤 正 雄 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江波戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 瀬 公 夫 君
15 番	浪 川 茂 夫 君	16 番	林 芙 士 夫 君
14 番	欠 員	17 番	佐 藤 浩 巳 君

19番	岩井孝寛君	20番	石田勝一君
21番	山崎剛君	22番	欠員
23番	林日出男君	24番	大木傳一郎君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	實川豊治	次長	大木昭男
主査補	小野寺綾子		

地方自治法第121条の規定による出席者

市長	江波戸辰夫君	副市長	伊藤正勝君
会計管理者	増田重信君	秘書課長	小林正幸君
企画課長	木内成幸君	総務課長	角田道治君
財政課長	宇野健一君	税務課長	伊知地良洋君
市民課長	島田省悟君	環境生活課長	岩橋光男君
健康管理課長	大木公男君	産業振興課長	鈴木日出男君
都市整備課長	鎌形信雄君	建設課長	野口晴夫君
福祉課長	鎌形廣行君	高齢者支援課長	柏熊明典君
市民病院院長	飯島平一郎君	教育委員会会長	江波戸寛君
教育委員会 学校教育課長	梶山定一君	教育委員会 生涯学習課長	熱田康雄君
代表監査委員	伊藤健一君	監査委員局長	江波戸秀雄君
農業委員会 会長	伊藤良一君	農業委員局長	加藤三好君

開議の宣告（午前10時02分）

○議長（佐藤正雄君） おはようございます。

これより、去る9月17日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



発言の申し出（追悼の言葉）

○議長（佐藤正雄君） ここで申し上げます。

行木勲君におかれましては、去る8月2日に御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

行木勲君の御逝去に当たり、越川竹晴君から追悼の発言の申し出がありましたので、これを許します。

越川竹晴君の登壇を求めます。

越川竹晴君。

[2番越川竹晴君登壇]

○2番（越川竹晴君） しばらくお時間をいただきたいと思います。

追悼の言葉。

匠瑛市議会議員故行木勲氏に敬意を表しつつ追悼の言葉を贈ります。

行木さん、竹晴です。いかがでしょうか。そちらでゆっくりお休みになっていることと思います。私は、9月定例議会最終日、諸先輩方と執行部の皆さんにお時間をいただき、壇上にて、哀悼の意を申し述べさせていただいております。

あなたが、去る8月2日午後2時25分、御家族の献身的な看護と医師の懸命な努力のいかにもなく、旭中央病院で不帰の人となられたことは痛恨のきわみです。昨年12月定例議会の最終日、体の不調を訴えられ入院、その後、誠心加療に努められていましたので、私たちも必ず元気な姿で復帰されるものと信じておりました。3月には、6月にはと、快方に向かっているものと安堵しておりましたが、突然の御逝去の知らせに愕然といたしました。生者必滅は世のならいと申しながらも、人生の無常を嘆かざるを得ません。9月7日の告別式で、御子息が立派にあいさつをされ、涙ながらに「お父さん」と叫ぶ姿を拝見し、家庭での大きく温かい父親としてのあなたを想像させられました。

顧みますと、行木さんとのおつき合いは、八日市場市、野栄町の合併協議会でありました

ね。協議会で、私が、議員定数問題だったでしょうか発言をしたところ、あなたが「そういうことは水面下で」と発言されたときは大変驚きましたが、公の場で平然とユーモアあふれる発言をされるあなたに私も親しみを感じておりました。

合併後、初めて私がこの本庁議員庁舎に緊張しながら初登庁したとき、「よう、先生、わかか一緒にやってくれなきゃしょうねえどえ」と、笑いながら出迎えてくれたのも行木さん、あなたでしたよね。

月日がたち、同会派に所属し会食をしていたとき、あなたの愛車カウンタックをあきたら安く売ってくれとお願いをしたこともありました。大先輩に対して大変失礼をいたしました。

ここで、改めて行木さんの6期20年8カ月という長期にわたる足跡に触れてみたいと思います。

昭和58年、40歳で八日市場市議会議員に初当選され、議会内におきましては、総務常任委員会委員長、建設常任委員会委員長を初め、平成15年5月から平成18年1月22日までの2年8カ月にわたり、第42代八日市場市議会議長として市政の発展、匝瑳市の誕生に渾身御努力をされました。この間、千葉県市議会議長会理事、千葉県北総地区市議会正副議長会会長、関東市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員を務められました。また一方では、八日市場市ほか三町環境衛生組合議会議員、八日市場市外三町消防組合議会議員、東総衛生組合議会議員、八日市場市ほか三町環境衛生組合議会議員、八日市場市外三町消防組合議会議員、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員、さらには農業委員会委員、八日市場市消防委員会委員、市営住宅入居者選考委員会委員、八日市場市国保運営協議会委員、八日市場市総合開発審議会委員、匝瑳市土地開発公社理事等数多くの重職を歴任され、生涯の半生を市議会議員として広域行政の進展、市政に貢献されました。その足跡はまことに大なるものでございました。そのかいあって、このたび正六位旭日双光章の叙位叙勲を受章されました。

今日の地方行財政を取り巻く環境はかつてないほど厳しい中、抜群の行動力を持ったあなたを失ったことはまことに残念です。また、私たちは、あなたから事あるたびに御指導と教訓を賜り、感謝の念を新たにしますのでございます。

あなたの意思を引き継ぎ、あなたが愛してやまなかった黄門桜、あなたが心から心配をしていた匝瑳市民病院は、市民とともに私たち市議会としても全身全霊をかけ努力し、お守りいたします。

そして、あなたの最後に残してくださった有志14人による匝瑳市市議会議員定数等検討委

員会もあなたに教わったとおり有志一同和をもって匝瑳市、匝瑳市民のために一層の努力をすることを重ねてお誓い申し上げます。

申し上げれば、限りなく惜別の情は尽きませんが、心よりみたまの御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様方の前途と匝瑳市の発展のために御加護を賜りますようお願い申し上げます。追悼の言葉といたします。

平成20年9月19日、匝瑳市議会議員、越川竹晴。

○議長（佐藤正雄君） 続いて、江波戸市長から追悼の発言の申し出がありますので、これを許します。

江波戸市長の登壇を求めます。

江波戸市長。

〔市長江波戸辰夫君登壇〕

○市長（江波戸辰夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま、議長さんから発言のお許しをいただきましたので、追悼の言葉を申し述べさせていただきます。

追悼の言葉。

壇上からではございますけれどもお許しをいただきまして、正六位旭日双光章の下付にあずかりました故匝瑳市議会議員行木勲さんのみたまに追悼の言葉を申し述べさせていただきます。

早いもので、行木さんが逝去されまして本日でもって四十九日目となります。本当に月日の流れは早いものでございます。今、思い起こしてみますと、3月の定例会のころでございましたか、御本人と自宅でお話をする中で、体調がすぐれないとのお話をお聞きし、心配をしておったところでもございましたが、まさか、こんなに早くも最悪の知らせをお聞きするとは思いませんでした。生者必滅は世のならいと申し上げますが、ともに長い間、政治の道を歩んできた者同士でございますので、走馬灯のごとくさまざまな事象が思い起こされ、行木さんの死はまことに残念でございます。

さて、行木さんは、地域の厚い御推挙を受ける中で、八日市場市議会議員に立候補をされまして、多くの皆様からの御支持をいただき、見事当選の栄に浴し、昭和58年4月30日から市議会議員に就任をされ、市町村合併を経ながら、今日まで八日市場市議会議員として5期、匝瑳市議会議員といたしまして1期の通算6期、郷土の発展を願い御健闘をされてまいりましたところでございます。

議会経歴におかれましては、主な役職が、八日市場市議会議長、千葉県市議会議長会理事、関東市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員、広域行政圏市議会協議会監事、千葉県北総地区市議会正副議長会の会長、八日市場市建設常任委員会副委員長、八日市場市建設常任委員会委員長、八日市場市総務委員会委員長をお務めになられ、また、数多くの一部事務組合議員といたしまして御尽力を賜りました。近年におきましては、議員さんの活動では、とりわけ病院問題に力を入れておられまして、一般質問にも立たれる中で、関心の度合いが伝わってまいりました。

いつもきちんとしたスーツ姿で議会にあらわれたときのこやかな笑みをたたえて、ごあいさつをする姿、話が好きでしゃべり始めるととまらない弁舌ぶりが目に浮かんでまいります。

政治の世界でありますから、時に話の食い違いもございましたが、またその反面、私の応援もしていただいたところでございます。

匝瑳市が誕生いたしました2年7カ月余りとなりますが、今日まで、各界、各層の皆様方の大変なる御尽力を仰ぐ中で、市の基本構想に掲げられました、海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち匝瑳市の実現に向けての取り組みを鋭意行っている最中でございます。この非常に大事な時期に、経験豊かな行木さんのお力添えを賜れないことは痛恨のきわみでございます。いまや、再び故人と相まみれることはかないませんが、ここに改めまして、故人の御遺徳と数々の御功績に感謝を申し上げますと同時に、私は最善を尽くし、市民の皆様方に喜びを与えることのできる市政運営を今後とも心がけ取り組むこととお誓いを申し上げます。

本日は、御遺族のお越しをいただいておりますけれども、行木さんが長い間議員活動を続けてこられました背景には、当然のことながら、奥様を初め御家族の多大なる内助の功績のたまものと御推察を申し上げますのでございまして、今日までの御労苦に対しまして、市長といたしまして深甚なる感謝を申し上げます。ここに謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げます、追悼の言葉とさせていただきます。

平成20年9月19日、匝瑳市長、江波戸辰夫。

○議長（佐藤正雄君） 以上もちまして、追悼の言葉を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時46分 再開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



資料の提出について

○議長（佐藤正雄君） 次に、市長から資料として、1つ、匝瑳市地域防災計画、2つ、匝瑳市防災マップ、以上2件の提出がありましたので、各議席に配付をいたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。



日程の追加

○議長（佐藤正雄君） 文教福祉常任委員長から、委員会において審査中の平成20年6月定例会継続審査事件、陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情書、陳情項目3、陳情項目5について、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査とする申し出がありました。申出書はお手元に配付のとおりであります。

なお配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。閉会中の継続審査申出書の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査申出書の件を議題とすることに決しました。



閉会中の継続審査申出書の件

○議長（佐藤正雄君） 閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

お諮りいたします。閉会中の継続審査申出書の朗読を省略して、直ちに田村文教福祉常任委員会委員長から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

これより、閉会中の継続審査申出書の件について、田村文教福祉常任委員会委員長から説明を求めます。

田村文教福祉常任委員会委員長。

〔文教福祉常任委員長田村明美君登壇〕

○文教福祉常任委員長（田村明美君） それでは、閉会中の継続審査申出書について御説明いたします。

本件については、さきの6月定例会において本委員会に付託された陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情書の陳情項目3及び陳情項目5を審査したところ、陳情項目については賛成できるが、陳情趣旨については賛成できないので、継続審査とすべきという意見があり、採決の結果、賛成全員で継続審査として決し、本会議でも継続審査の議決をいただいたものです。

この審査のため、去る9月11日、午前10時から第2委員会室において委員会を開催しました。

当日の審査では、どこの自治体でも行政改革を推進している中で適切な内容ではない。医師不足の解消についてもかなり努力されており、あえて意見書を提出しなくてもよいのでは。再度継続審査としては。との意見が出され、採決の結果、賛成全員で、別紙申出書のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 説明が終わりました。



閉会中の継続審査に対する質疑

○議長（佐藤正雄君） これより質疑に入ります。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） ただいまの委員長の報告に対して若干質問したいと思うんですが、まず第1に、委員長の報告に若干矛盾が私はあると。それはどういうことかということ、先ほどの報告の中で、陳情事項については賛成だがという発言がありました。しかしども、委員会の委員長報告、あるいは議事録、会議録、これを見ますと、先ほどの発言の中でもあるかと思うんですが、どこの自治体でも行政改革を推進している中で、適切な内容ではないと、これはそうすると賛成だけれども反対だと。

それから、もう一つ、医師不足の解消についてかなり努力されており、あえて提出しなくてもよいのではないかという川口委員の発言がある。そうすると、これは採決する必要がないと。いわゆる全体的には、陳情事項については賛成だがと言いながら、委員会の審査では採択するのはいかがかというような趣旨の議論がされているということで、大変矛盾を考えるわけですが、その点、どっちが委員会としての最終的な意見集約なのかお伺いしたいというふうに思います。

それと、我々議会としては、何をもって採択の基準にするかという、議会としての初歩的な、基本的な判断基準というのは願意にあるわけです。陳情や請願に対してどういうことを求めているか、その願意というのは陳情事項です。陳情事項というのが、この文教福祉常任委員会に付託されたものは、3項の地域医療再生のため医師、看護師不足の解消と不採算の自治体病院を抱える自治体の財政支援などを行うことということで、国に要望、要請、意見を提出すると。これは、今の市民病院の実態からしてしごく当然の願意であると。逆にこれを不採択にするということになるならば、その必要はないと。一応医師不足の解消についてかなり努力されているという委員の発言がありましたけれども、かなりでなくてまだまだ医師不足の解消については不十分な状態にある。したがって、国民から、市民から、どんどん国に意見を具申することが緊急に求められていると、それを数カ月にわたって継続審査、再びの継続審査というのは、これは議会としての責務を放棄するということにも等しいような無責任に通ずるというふうにも思うんです。

それから、次の5、生活保護基準の引き下げは行わないことというのは、憲法25条の生活権を守る。国は、今、母子加算の廃止、これを検討しているわけです。今、改革の名のもとで生活が大変な状態になって、当市でも、全国的にも、生活保護を受けざるを得ないと、受けたくないけれども受けざるを得ないという、そういう方々が急激に増大している。そういうときだけに憲法で保障された文化的で健康な生活を営む権利を我々議会としても、当然国に求めるのが当然のことであり、ましてや、総務常任委員会で、片方の委員会では採択して、片方の委員会では継続審査というのは、矛盾はないのか。そういう意味で、委員長に、それらの件、どういうことなのか改めて御報告をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤正雄君） 田村文教福祉常任委員会委員長。

○文教福祉常任委員長（田村明美君） 既に、皆さんごらんになっているかと思えます。文教福祉常任委員長名で、委員会審査報告書を提出しました。その中の1ページから2ページにかけての部分について、今、大木議員のほうから、このことを見ていただいた上での質疑と

ということなんですけれども、経過としましては、こういうことのみでした。それで、閉会中の継続審査と、再度継続審査ということなんです、委員会の中で、それでは採択なのか不採択なのか、採決をとるべきだという意見が一切出されませんでした。再度継続審査をという意見、提案だけが出されました。ですので、そのことについて諮った結果、賛成全員により、継続審査とすべきということに委員会としては決したわけです。それで、再度慎重な審査をという含意が委員全員の方の中にあるのではないかと委員長としては察しております。

陳情事項の3と5については、6月定例会の委員会の審査の中では賛成できると、反対するものではないと。しかし、陳情趣旨の内容もつけ加えて政府に意見書を提出するとなると、陳情趣旨ということについて疑問があるということがあったわけです。そこで継続審査となり、9月定例会の委員会の冒頭で継続審査となっていますので、そのことについて意見を求め、諮ったところなんです。

それで、先ほど私のほうから述べましたとおり、どこの自治体でも行政改革を推進している中で適切な内容ではないという、これは陳情趣旨についての意見が再度出ました。それから医師不足の解消についてもかなり努力されており、あえて意見書を提出しなくてもよいのではという意見が陳情事項3にかかるところということで出されました。これは、このことだけを判断しますと、不採択すべきではないかというような意味合いを含んでいます。ですが、再度継続審査とすべきじゃないかという意見が出まして、委員全員が慎重に、再度慎重に審査をしたいということの結果として、全員賛成で継続審査になりましたので、陳情趣旨、そして陳情事項3と5について、委員各位、研究、検討を重ね、その上で、もう1回審査をしたいということです。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） ほかに。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 文教福祉常任委員長及び委員の皆さんに私のほうからお願いというか、要望をしたいと思うのですが、やっぱり願意を基本にして判断をするということで、今後継続審査の中で十分慎重に検討してもらいたいと。

それから第2に、医師不足の問題及び生活保護の切り下げの問題という、切り下げの問題は緊急性があります。そうそう一度、二度も継続審査をするというのは、やっぱり議会の責任に帰する、責任が問われる、そういう重大性を持っているというふうに思いますので、これ答弁必要ありませんが、よろしく厳重なる審査をお願いして、結論を早々出していただき

たいと、こういうふうによ望して委員長報告質疑を終わります。

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



閉会中の継続審査に対する討論

○議長（佐藤正雄君） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、閉会中の継続審査申し出に対する原案反対者大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） 2008年6月定例会で提出されました陳情第1号、そして、継続審議になっておりましたこの事件について、継続審査に反対の立場で討論を行います。

陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情書の陳情項目3と5は当然採択すべきものと、このように主張したいと思います。

なぜかと申しますと、先ほどの委員長質疑の中でも述べましたけれども、第1に、陳情第3項の願意は、医師の不足を、不足の解消を求める陳情内容であります。さらに、今、全国で8割の自治体病院が苦境に立っている。それだけでなく、当市の匝瑳市民病院も、議会の中での議論の中でまさに明確のように、国の財政支援、これをなくして、本当に大変な状況に立ち至っている。そういうことで、政府関係機関に医師や看護師の不足の解消、市民病院への助成の支援を強く要望するというのが当市議会としての当然の願いであり、多くの市民の皆さんの願いであると。

さらに、文教福祉常任委員会に付託された陳情項目5項の生活基準の引き下げは行わないことと、今、政府は母子加算の廃止、これは国民の、そして全国の議会の引き下げは行わないことという要請に基づいて、政府も再検討をして、母子加算については引き下げは見送るという状況にもなって、撤回している状況にもなっています。しかれども、政府は、トータルでは、生活保護基準の引き下げを行う方針を崩していません。そういうときだからこそ、この第5項の生活保護基準の引き下げは行わないことということは、しごく当然の願いであるということでもあります。

第2点として、医師不足の解消、自治体病院の財政支援、あるいは生活保護の引き下げは行わないことというのは緊急性があります。その緊急性のある内容を6月議会でも結論が出ず、9月議会でも結論が出ないということは、やっぱり議会の意思決定、判断、これがやっぱり市民から問われる、重大な政治姿勢が問われかねないと、このように思います。緊急性から言って、当然、最悪でも今議会で結論を出すべきであったんではないか。

第3に、大局的な判断、いわゆる陳情趣旨について多少の異論があったとしても、陳情項目というこの願意を大局的に判断して、当匠瑤市議会として、あるいは当匠瑤市として、この陳情を採択することがいかに重要かということ判断の一つの大きな基準にすべきだと、細かいところに余り目くじらを立てることは、事の根本をおかしくしてしまいます。判断を誤ってしまう。そういう意味で、大局的な判断に立てば、当然採択すべきものであると。

それから、第4に、慎重に審査をしたい、さらに慎重を期したいという理由が示されているわけですが、議事録の中では、委員会で継続審査の意見が出るわけですが、その理由が不鮮明です。やっぱり継続なら、継続するなら継続するなりのきちんとした理由を鮮明にして、この本会議で御報告をいただきたいと。

最後に、議会の意思決定は、できるだけそれぞれの委員会で十分な議論の中で結論を出すということが議会の責務として求められていると、そういう状況から、今度のこの継続審査については問題があるということをも主張して、討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君による閉会中の継続審査申し出の反対討論が終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。



閉会中の継続審査に対する採決

○議長（佐藤正雄君） これより採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。

陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情書、陳情項目3、陳情項目5、本件について、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、陳情第1号、陳情項目3、

陳情項目5は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。



付託議案（陳情）に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）

審査報告

○議長（佐藤正雄君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の議案第1号から議案第14号までと、陳情第1号の審査の経過と結果についてを一括議題とします。

去る9月10日に、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の経過と結果はお手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

栗田剛一君。

〔総務常任委員長栗田剛一君登壇〕

○総務常任委員長（栗田剛一君） 総務常任委員長報告。

平成20年9月定例会、総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月10日の本会議において当委員会に付託された事件は、議案第1号 平成19年度匠瑤市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する調書（匠瑤市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匠瑤市介護給付費準備基金を除く）、議案第6号 平成20年度匠瑤市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正、議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第9号 匠瑤市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、以上議案4件で、この審査のため、去る9月12日、午前10時から第

2委員会室において、委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書（一般会計）、財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匝瑳市介護給付費準備基金を除く）について質疑に入りました。

質疑では、地方交付税の増減にかかわる事項、合併効果にかかわる事項、行政評価に関する取り組み状況、合併特例債事業にかかわる事項、匝瑳市職員にかかわる事項、市税の減免状況、人口減による市の対策等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正について質疑に入りました。

質疑では、平成20年度における地方交付税の見通し、JT跡地購入にかかわる事項、借換債の減額にかかわる事項等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、条例に関係する費用弁償の支出にかかわる事項についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第9号 匝瑳市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、条例改正に基づく根拠、法令等にかかわる事項についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

田村明美君。

〔文教福祉常任委員長田村明美君登壇〕

○文教福祉常任委員長（田村明美君） 文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月10日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）、さらに議案第2号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計）、財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金）、議案第3号 平成19年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（老人保健特別会計）、議案第4号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（介護保険特別会計）、財産に関する調書（匝瑳市介護給付費準備基金）、議案第5号 平成19年度匝瑳市病院事業決算認定について、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費。議案第7号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第10号 匝瑳市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 国保匝瑳市民病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、これら議案10件でした。

この審査のため、去る9月11日午前10時から第2委員会室において、委員7名と執行部側から教育長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛

生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く)、第5款農林水産業費(第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費)、第9款教育費、第10款災害復旧費(第3項文教施設災害復旧費)について質疑に入りました。

質疑では、戸籍住民基本台帳費の総合窓口受付システム賃借料、民生費の自立支援給付事業、障害児保育事業助成、福祉カー貸付事業、心身障害者福祉作業所運営事業、老人クラブ助成事業、なのはな子育て支援事業、つどいの広場事業の各実施状況、衛生費の精神保健及び健康診査事業について、教育費における地域の人材を活用した教育活動推進事業及びサタデースクール事業、野手浜総合グラウンド整備事業の進捗状況、平成22年度開催の国民体育大会の準備状況、学校給食センターの統合関係、そして図書館学習室の利用について等の質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第2号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書(国民健康保険特別会計)、財産に関する調書(匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金)について質疑に入りました。

質疑は特になく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第3号 平成19年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書(老人保健特別会計)について質疑に入りました。

質疑は特になく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第4号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書(介護保険特別会計)、財産に関する調書(匝瑳市介護給付費準備基金)について質疑に入りました。

質疑では、地域包括支援センターの業務及びケアマネジャー等の職員体制や介護予防事業、また介護保険による介護サービスについて質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第5号 平成19年度匝瑳市病院事業決算認定について質疑に入りました。

質疑では、病院の医師確保並びに夜間等における救急医療体制についての質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費について質疑に入りました。

質疑では、民生費の保育所費、衛生費の乳幼児医療扶助事業に関する質疑があり、執行部の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑は特になく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第10号 匝瑳市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、認可地縁団体について、執行部より詳細な説明を求めた後、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第11号 匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑は特になく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第12号 国保匝瑳市民病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑は特になく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

佐藤悟君。

〔産業建設常任委員長佐藤 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤 悟君） 産業建設常任委員長報告。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る9月10日の本会議において、当委員会に付託された事件は、議案第1号 平成19年度

匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、議案第13号 匝瑳市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める陳情書、以上、議案4件、陳情1件でありました。

この審査のため、去る9月11日午前10時から第3委員会室において、委員6名、執行部から関係課長等の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において認定するものと決しました。

次に、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、商工費の地域づくり戦略プラン策定事業について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第13号 匝瑳市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第14号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、陳情第1号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める陳情書について審査に入りました。

審査では、共済を悪用したマルチ商法的な悪徳業者の排除の難しさや、他市の状況等について発言があり、採決の結果、賛成者はなく不採択に決しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 産業建設常任委員長長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長長の報告が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時37分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。



委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤正雄君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 産業建設常任委員長にお尋ねします。

陳情第1号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める陳情書、陳情者は、千葉市にありますが共済の今日と未来を考える千葉懇話会代表者加藤洋男ですか、千葉県勤労者山岳連盟理

事長ということで、それで陳情趣旨と陳情項目がありますが、陳情項目、自主的な共済を保険業法の適用除外とすることという意見書を政府に提出されるよう要望いたしますということで陳情趣旨を読みました。みずからがいろいろ活動している自主的なところの共済、相互扶助のための共済制度について、新しい保険業法の一律的な対象としないよう政府に意見書を提出していただきたいという内容なんです、産業建設常任委員会の報告書を拝見いたしました。それで佐藤委員長のほうから、マルチ商法的な悪徳業者を排除し、消費者を保護するための線引きが大変難しい、近隣での採択状況はどうかということで、参考として産業振興課長のほうから九十九里町が採択していることとか、旭市と近隣は現在審査中であることとかということがありました。それで、その後の意見、討論がありませんで、賛成者なしのため不採択と決するということなんです、私が考えるには、これだけの委員会の中での審査でしたら最低というか、最悪の場合でも継続審査ではないのかなと考えるわけなんです、賛成者なしのため不採択ということは、この陳情趣旨と、陳情項目については、全く賛同できないというふうにも考えられるんですけども、委員会の皆さんはどういった意向であったんでしょうか。

○議長（佐藤正雄君） 佐藤悟君。

○産業建設常任委員長（佐藤 悟君） 今言ったのは、みんなの意向がどうであったかということ、ここに書いてあるように何もなかったと、それでいいの。委員の皆さんはどうであったか、賛成者何も意見がなかった。それでいいのかな。はい、そういうわけです。

○議長（佐藤正雄君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 議会運営委員会の判断として、陳情文書を受け付けたわけですね。それで、関係する常任委員会に付託しました。その常任委員会の中で審査し、本会議に対しては私ども担当常任委員会以外の議員に対しては、産業建設常任委員会の判断は不採択だと、ただし、意見がないけれども不採択だという結論なんです。委員会で審査してないと考えざるを得ないんですが、審査なしで、意見なしで、不採択ということは、陳情者に対して非常に失礼と言うか、失礼以上の門前払いと、常任委員会は門前払いをしているというふうにとらえてしまうんですが、そういうことなんですか。

○議長（佐藤正雄君） 佐藤悟君。

○産業建設常任委員長（佐藤 悟君） はい、実は、この暫時休憩というのがございます。よく見てください。そのときに、実は当委員会といたしましてもという作文をつくってありますからね。本案件につきましては、暫時休憩のときに慎重に審議をいたしました。それがど

のように作文に書かれるかわからないもので、暫時休憩のうちにこの案件に対して審査をしました。そしたら、ここのケースを考えるならば、法の改正により救われる方と、あるいは逆に、これまでの自主的な事前事業展開に何らかの影響を生じる方々とようよう、いろいろあるわけで、大宗として見た場合に、今回の法改正の趣旨が社会問題になっておりますと。だけれども、いわゆる法令的に規制されない無許可の共済事業から契約者を補助していくといった考え方にかんがみ、今回の陳情は不採択と。問題がいろいろあるから、今回は取り入れないようにしようというのがこの暫時休憩のときに話し合った結果であります。そして、今度は、引き続き会議に入りまして、あとは見た状態でございます。見た状態、ここに書いてある報告のとおりでございます。その点をご理解いただきたいと。

○議長（佐藤正雄君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 暫時休憩のときにいろいろ話をするのは結構です。自由ですから。ただ、報告書に鈴木産業振興課長が把握している範囲を説明すると、暫時休憩が5分間です。その5分間の間に十分な話し合いを委員の方々が自由にされて、そして、佐藤委員長から意見というんですか、ありまして、で、また振興課長が若干回答しまして、討論なしで採決と。5分間の間に、十分な話し合いができたのかというのは全く疑問です。

それから、その話し合った経過について全く報告がないわけですよ。としますと、全くうがった一方的な見方をさせていただくと、今、佐藤委員長は、そのように十分な話し合いをもって、この法改正によって利の部分と不利の部分と両方あるというようなことだという話でしたが、実際にそんな話し合いがされたのかどうかも不明ですよ。佐藤委員長が、今、御自分でおっしゃっているのかもしれないというふうにもうがった見方をすればできるわけです。報告になってないわけですから、あくまでも報告書ののっとして判断するわけですよ。

それから、この政府に意見書を提出されるよう要望いたしますということでは、今までの陳情を仮に採択し、そして意見書としても発議し採択し、政府等に意見書として送付する場合には、陳情者の陳情趣旨と陳情項目をほぼ変えずにあわせて意見書として政府に提出してきていますよね。とすれば、陳情項目の自主的な共済を保険業法の適用除外とすることだけを意見書に上げるならば、自主的な共済だと名乗ってマルチ商法的なこととか、不正なこととか、詐欺的なことということも横行する可能性はありと、それは困ると、わかります。ところが、陳情趣旨にずっと書いてある内容を読みますと、各種団体が構成員の相互扶助のためにみずから自治的に行っている共済制度について、ですから、構成員以外の人に対して迷

惑をかけるようなことがなく行ってきた共済の制度については新しい保険業法から外してほしいと。従来どおり共済制度を続けさせてほしいと、そういう趣旨のことがよくわかります。ですので、全く政府に対して、この陳情内容を意見書として送付することは問題ない、陳情者の意向を政府に届けるだけですから、私ども、匝瑳市議会が、あるいは匝瑳市が、共済をどうのこうのするという権限もないわけですから、執行権もないわけですから、意見書を送るだけと全く問題がないというふうに考えます。討論ではありませんが、賛成の意思を私は述べさせていただきますが、委員長のほうで答弁ありましたらお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) 若干ちょっと質問してみたいと思うんですが、今回のこの法律の改定がなぜ行われたかという、皆さんも御存じのように、いわゆるオレンジ共済、いわゆる共済の名をかりて無許可の保険商法というものが行われて、あれがオレンジ共済というのが倒産したわけです。多くの被害者を出した。そこから今回の、これ06年でしたか、法改定が行われたと。そのときに国会でかなり問題になって、結果的には相互扶助、それから助け合いの共済というのは、それが除外するという議論を国会でもあったんですよ。ところが、成立してしまったら、そうではなく、さまざまな助け合いの共済にまで法律の網がかぶってしまうと、だから適用除外をしてほしいというのが今回の陳情の趣旨なんです。全国的には、約6,000万人、何らかの形で共済に入っているんです。全国的には、6,000万人の方々が被害をこうむるわけです。例えば、匝瑳市ではどれくらいいるかと。

そこで、ちょっと伺いたいんですが、なぜ委員会の審査で、鈴木産振課長が説明したんですか。この陳情は議会に来たものであって、どんな説明をしたんですか。恐らく執行部側の議会独自の意思決定をするのに、鈴木産振課長がどんな説明をしたとかというのは大きいと思うんです。委員の判断をするのに当たって、まず改めて課長のどんな説明をしたか、これはやはりここには書いてありませんから、委員会の議事録にはそこまでは説明してありませんから、我々総務委員会では、執行部側から参考意見を求めているけれども、こんな形の説明というのは、ましてや、この議事録というのは不十分ですから、そこまで書いてないのかもしれないけれども、委員長の許可のないもとで説明しているわけです。その点、ちょっとおかしいんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。

それで、全国的には、何らかの形で共済に約6,000万人ぐらいの方々が加入していると、そうすると、匝瑳市民の中にも今度の規制の網にかぶる、いわゆる適用される方々が結構い

と思うんです。

例えば、ここにも書いてありますけれども、登山をやっている方々が遭難の救助共済というのがあります。あるいは開業医さんが地域医療の対策基金ということで休業補償、いざというときに開業医さんが仕事をやれない状態になったときに、地域医療を守るために対策基金ということで開業医さんの共済があったり、あるいはPTA活動なんかの中で、短期的なことでPTAの共済があったり、税理士さんなんかもこういう共済があったり、あるいは中小企業の互助会、いわゆる互助の共済があったり、もうかなり無数の共済があるんです。これは、利益のための、もうけのための共済じゃないんです。いわゆる互助会というのか、いわゆる助け合いの共済なんです。組合員同士で助け合う共済、そこまでも今回規制を強化してしまうと。いわゆるそういうような本来の意味での共済を廃止しなければならない、解散しなければならないという深刻な状況になっているわけです。

確かに委員長が報告したようにマルチ商法というのか、先ほど言ったオレンジ共済というような、そういうところから確かに改定が行われたわけですがけれども、やっぱりそういう庶民の助け合いの共済までもだめにするというようなことをやめてほしいという陳情ですから、ましてや、鈴木課長がどんな説明をしたのか、私は、その説明が委員の判断に大きな影響を及ぼしたのではないかと、こういうふうに思うんですが、それ、今回は委員長質疑ですから、課長にここで質問するのも何かと思います。委員長、あれですか、その辺覚えてますか。ここに記録されていませんので、鈴木課長がどんな説明をしたのか、それをちょっとお伺いしたいなと思うんですが。

(「ないな」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 暫時休憩します。

午後 1時18分 休 憩

午後 1時19分 再 開

○議長(佐藤正雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤悟君。

○産業建設常任委員長(佐藤 悟君) 今、大木さんから言われましたけれども、課長の誘導的なものがあったんじゃないかということですがけれども、そういうことはここにあるような説明をしていたということで余り記憶がございません。ただ、ここに例がありますけれども、近隣ではどうだと言ったときに、インターネットで調べた状況は不採択が多いという、ここ

にも書いてありますように不採択が多いというのが説明はございました。そのために、じゃということで委員に諮ったところが何もなくて、賛成者はゼロであったというのが委員会の結果でございます。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 暫時休憩前に陳情第1号が議題になって、その直後に鈴木産業振興課長が説明すると書いてあるんです、把握している範囲をと。そうするとあれですか、そこで説明したことと、委員長が近隣の採択状況等はどうかというふうにまた鈴木課長が答弁しているわけですが、同じことを言ったということですか。そんなことはあり得ないでしょう。私の聞いているのは、陳情第1号が議題になった直後に課長が説明をするというふうに議事録にありますよね、上段のほうにね。ここで何を説明したのかと。

私、問題にしたいのは、この委員会での審査というのは、率直に言って議会として、あるいは陳情権、請願権というものを、本気になって、真剣に重く受けとめて、その気持ちを酌み取って判断するかという、そういう姿勢にちょっと疑問を感じるんです。それで、課長に説明された内容がよくわかりませんから、ちょっと議論のしようがないんですが、これが1つの重大な、委員から意見が全然出ないわけですよ。暫時休憩のときの5分間に話し合いがあったというのは、これは公的な発言ではありませんから、どっちかというとな無効の発言ですから、意味のない発言ですから、それを尊重して委員会での結論を出すというのは、極めて問題が残ると。

それから、もう一つ、委員長には悪いですけども、委員長が共済等の名を語ったマルチ商法的な悪徳業者を排除し、消費者を保護するための線引きは大変難しいものがあるという、委員長は公平な立場に立つのが委員長です。採択に賛成すべきか不採択にするか、これを委員長のほうから述べるというのは、やっぱりあってはならない発言だなと、このように思うんです。ですから、これ以上私は言いませんが、今回のこの委員会の、この陳情に対する審査というのは大いに問題があると、こういうようなことをこれからもやっていたんでは、やっぱり匝瑳市議会の名誉にかかると、この名誉回復のためにも、この本会議で、やっぱり採択すべきだと、委員会では不採択になったけれども、本会議では当然この内容については、やっぱり採択するのが市議会の責務だし、良識だと思うんです。こういう意見なしで不採択にするというようなことが知らされたら住民はどう思うかですよ。真剣に議論して、議論百出の中で結論が出たというなら話はわかりますよ。そうでない、議論なしで、休憩中の5分

の議論で、話し合いで、物事が決まっているというような中での意思決定というのは、これはあってはならない。ですから、私、これ以上委員長に、もう質問はしませんけれども、これは議員の良識として、本会議では採択するように議員の皆さんの良識を発揮する必要があると、このような意見を、意見というよりも委員長に進言をして、委員長質疑は終わりたいと思いますが、委員長よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。これをもって、質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終結いたします。



議案（第1号—第14号）に対する討論

○議長（佐藤正雄君） 日程第3、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。なお、討論は、議案第1号から議案第14号までを一括して行います。次に、陳情第1号を行います。

初めに、議案第1号、議案第6号及び議案第11号に対する原案反対者、田村明美君の登壇を求めます。

田村明美君。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） 日本共産党田村明美です。

市長より提出されました議案第1号、議案第6号、議案第11号について反対討論をいたします。

まず、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論します。

匝瑳市一般会計歳入決算額、平成19年度130億1,352万1,805円、そして、歳出決算額125億2,746万5,322円、歳入歳出差引額4億8,605万6,483円、そのうち、当年度である平成20年度予算への繰越額として3,405万8,900円ということです。この平成19年度予算について、決算額から見て、不用額は3億6,972万1,778円、予算の事業執行率96.7%と示されました。歳入決算額のうち自主財源率は39.8%、そのうち市税は30.7%です。また、歳入決算額うちの依存財源率は60.2%、うち地方交付税32%、地方交付税に準じるものとして取り扱われている臨時財政対策債3.4%、合わせて35.4%です。さらに、合併特例債活用は、平成19年度は4,170万円ということでした。

平成19年度一般会計決算において、私が着目した点としまして、財政規模約130億円、その中でも5億円近くの歳出削減効果を出している。予算計上額から見ると約3億7,000万円に及ぶ不用額が残っています。事業執行率は96.7%とのことですが、ここで単純に喜ぶことはできないと考えます。

第1に、行政として行うべき福祉サービス、その他行政サービスの停滞及び後退の結果が出ています。生活道路や排水路整備、改修を含めて、市民が求めている切実な要望、要求の実行について、枠配分方式の予算編成を行っていることが主要因となって、なかなか実現されないでいるということを目の当たりにしてきました。枠配分方式の予算編成の弊害は非常に大きいものであると認識せざるを得ません。ですから、歳出決算額約125億円余という旧八日市場市の財政規模から考えても、大幅に縮小された決算額となっているにもかかわらず、事業執行率が96.7%と比較的高い数値になっている。枠配分方式で予算を編成するから決算額が低くなくても、事業執行率はそれほど問題となっていない。そういう結果になっています。

第2に、合併特例債は、平成19年度については4,170万円という少額規模になっていますが、本市の財政状況及び財政規模から判断すれば、幾つかの大型公共事業とも言える負担の大きい、これから無理や困難がかかってくる事業が平成19年度から行われ始めていると見ています。

1つには、防災行政無線整備事業、平成19年度はデジタル化実施設計書の作成で567万円、現行のアナログ無線管理委託料等で約550万円、しかし平成20年度以降は起債活用であっても6億円規模のデジタル化事業が予定されています。平成19年度電子計算費としては1億9,095万4,920円、さらに、当年度、20年度への繰越明許費として2,700万円があります。野手浜総合グラウンド整備事業4,390万7,000円、これは、最後の事業となっているのでしょうか。また、市の土地開発基金を使って通称都市計画道路と言われる都市計画道路345号線の第2期工事分の用地として用地所有者からの申し出があったということで、新たに2件、680平方メートル、2,273万1,000円を投じて用地取得しましたが、この第1期工事が完全にストップしており、今後工事の進捗の見通しは全く立っていません。その上での2期工事分の用地購入になっています。

第3に、一方で切実な市民要望、中でも身体の不自由な方々が切に求めておられる福祉カー一ゆうあい号の制度復活の件や、通院のための福祉カーの利便性向上の件、市立保育所の保育時間延長要望の件、乳幼児医療費助成制度の市単独事業としてのさらなる拡充の件等々、

これらのことは、要望が切実であるということが理解されていると考えますが、その中でも、予算計上もできずに実行されないで来ています。

以上、市民生活に対応すべき行政事業というところの観点から見れば大きな矛盾が出ており、問題大きく課題が山積しているのが19年度決算です。このことについて、市長執行部の認識、非常に甘いのではないのでしょうか。そして、今議会で執行部答弁では、本年度以降より一層厳しい財政運営の執行が求められるとの答弁がありましたが、これからどうしていくのか、国、政府の小泉構造改革路線、そして、その上での三位一体改革のもとでしかれたところでの地方自治体の財政健全化計画及び行政改革大綱集中改革プランの徹底、実行、このことによって平成19年度予算編成が行われ、そしてこのたびの決算に至っています。この延長線上で4万1,000人規模の匠瑛市民の毎日、毎日の生活と経営を守っていくために匠瑛市行政がどういったことを目指して行っていくのか、匠瑛市独自の研究検討というのが全く答弁からは感じられませんでした。

今、自民党の総裁選挙戦が繰り広げられています。そして、早期の解散総選挙があると報道もされています。政府の方針、政策が変われば、地方自治体である匠瑛市の財政状況も変わってくることは間違いありません。そもそも、国・県が示す言いなりに、匠瑛市という地方自治体が言いなりになって、執行権を行使する必要はないわけで、法律にのっとったところでももっともっと独自に研究、検討をして、予算を立て、事業執行していくことができる、と私は考えるものです。そのことが全く見られない平成19年度匠瑛市一般会計歳入歳出決算認定について認めることはできません。反対いたします。

議案第6号 平成20年度匠瑛市一般会計補正予算（第2号）について反対討論します。

歳入歳出それぞれ2億4,711万2,000円を追加して、一般会計を131億3,523万8,000円とする予算補正案ではありますが、このたびの最大の疑問であり問題点は、匠瑛市への市町合併直前に旧八日市場市が事実上市の起債で購入した八日市場駅前のJ T跡地を民間に売り払うことを前提にして歳入の第15款財産収入のうちの第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入として1億2,376万2,000円を計上しているということであります。現在、この土地の財産としては市土地開発公社が起債で取得し所有管理しているという形をとっていますが、事実上は匠瑛市の公有地であります。匠瑛市への市町合併前の平成16年度から平成17年度にかけて、旧八日市場市長であった現在の江波戸匠瑛市長より市議会に対し、J T跡地を市が購入し、市の商業活性化の基盤、起爆剤にしたい旨の申し出があり、議会の理解を求めたと記憶しています。以降、市開発公社が購入取得し、本格的な用地の活用方法については、市商工会を

中心に研究、検討、協議していただくよう市長から要請し、要請を受けて、基本的な活用方法の幾つかの提案が商工会から提出され、市議会の中でも議論されてきた経過があります。しかし、匝瑳市長を初め執行部は、この用地について、市の公共用地としてどう活用するかの観点に立たずに、時の流れに任せてきたという重大な責任放棄の姿勢があったと私は考えています。当初市長は、八日市場駅前という最高の立地条件の土地であり、約1億2,000万円という用地取得費は願ってもない金額である。市の公共用地として最適である。民間に売却される前に市が取得するのが良策であるとの意向を示されました。そして、昨年来からこれまで、公共用地としての活用方法をさらに研究していくことが市長、執行部から答弁されてきたわけですが、突然今9月議会で財産売払収入の歳入予算計上が提案されました。大多数の市民は、この用地の件を知らされず、また市内商業関係者は公共用地としての活用を切に期待しているということを私は議員として直接お聞きしています。議案第6号、歳入第15款財産収入第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入補正額1億2,376万2,000円の計上の削除を求めます。

以上の件から第6号議案に反対いたします。

ただし、歳出の部第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費における乳幼児医療扶助事業654万2,000円の予算計上については乳幼児医療費助成の拡充という面から評価をするものであります。

(「従前からあった、従前から、全部にあったから」と呼ぶ者あり)

- 11番(田村明美君) 第3番目に、議案第11号 匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、現行の本条例は匝瑳市例規集においては、その第8編、厚生の中の第1章社会福祉、第3節児童母子福祉に位置づけられた条例であります。その第1条目的では、ひとり親家庭の親及びその児童等に対して医療費、薬の調剤費、診療・調剤報酬証明手数料について助成金を支給することによって、ひとり親家庭等について、福祉の増進を図ると明記されています。ひとり親家庭において、とりわけ母子家庭においては、全国的な調査統計でもその所得の少なさ、年間約200万円ほどの収入であるという統計があります。平均です。その所得の少なさと母親の過労状況、心身の疲労状況が示され、大きな問題となっているところです。あす9月20日には、千葉県弁護士会主催で千葉県の後援団体となっている母子家庭の暮らしとあるべき支援というシンポジウムが千葉県文化会館を会場に行われる予定です。母子家庭のお母さんは頑張っていますが、暮らしは楽ではありません。いま一度福祉や支援のあり方を考えてみませんかという県民、市民に対するアピー

ルが示されています。

ところが、議案第11号の匝瑳市条例一部改正案は、本年10月1日よりひとり親家庭の児童や親等が病気やけがで入院した場合に医療機関に支払わなければならない費用に対する助成額から、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養費標準負担額を外すという、全くの制度改悪案であります。現行は、入院時は1日300円の自己負担額になっています。当局の説明、答弁では、医療保険給付の制度状況に合わせたもの。制度の整合性を図るためという内容でした。入院時の患者の食事費用等が保険給付の対象外とされ、自己負担額が非常に大きくなり、治療中、療養中の患者家族の方々の経済的負担及び不安が増しているという国の保険医療費抑制政策がもともとは大問題です。しかし、国が行う悪政に無批判的に追随してしまい、本市の財政に対する影響額は本当にわずかなものにしか試算されないにもかかわらず、制度の整合性を図ることを理由に条例を改悪する、その政治姿勢は許しがたいものがあります。よって議案第11号に反対いたします。

○議長（佐藤正雄君） 田村明美君による議案第1号、議案第6号及び議案第11号の反対討論が終わりました。

続いて、議案第1号に対する原案賛成者、荻谷進一君の登壇を求めます。

荻谷進一君。

〔10番荻谷進一君登壇〕

○10番（荻谷進一君） 私は、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成19年度一般会計歳入歳出決算については、匝瑳市の決算としては実質的に2回目となるわけではありますが、前年度の決算額と比較いたしますところ歳入では3.5%、また歳出では2.6%といずれも減っており、決算規模が縮小となったことは、歳入においては地方交付税が3億4,600万円、7.7%減少したこと、歳出においては、職員定数の減などに伴い、人件費が1億7,700万円、5.3%減少したこと、八日市場駅南口広場整備事業自由通路建設事業の終了になったことに伴い、投資的経費が7,000万円、5.9%減少したことなどが主な要因と考えられますが、平成19年度から導入された枠配分方式による予算編成の効果もあらわれているものではないかと私は理解します。

依然として厳しい財政状況ではありますが、財政調整基金からの取り崩しは昨年度の3億9,000万円から1億4,000万円まで圧縮され、基金には頼らない歳入に見合った歳出の財政構造の転換が一歩進んだものと評価できるものであります。

また、予算の執行に当たっては、匠瑳市行政改革大綱に基づく事務事業の見直しなどにより限られた財源を効果的、効率的に執行されたものと理解します。このため、この結果実質的収支額は4億5,199万8,000円の黒字を計上し、うち2億2,599万8,000円を平成20年度に繰り越すとともに、残りの2億6,000万円については、地方自治法の規定により、財政調整基金に積み立てることなどができますし、また、見方を変えて、平成19年度の決算の各財政指標から考えますと、経常収支比率では前年度と変わらないものの、実質公債費比率では0.5ポイント改善され、財政調整基金の年度末残高は5億6,900万円と前年度末より1億7,400万円積み増しができています。また、平成19年度決算から地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、公表されることになった健全化判断比率についても、いずれの数値も早期健全化基準からは離れており、当面は早期健全化団体となるおそれはないことと判断できるものであります。しかしながら、県内36市の中で、各財政指標を比較しますと、匠瑳市はほとんどの指標が下位に位置しており、依然として厳しい財政状況に変わりなく、執行部におかれましては、匠瑳市行政改革大綱に基づく行政改革の推進を努めていただくとともに、匠瑳市総合計画前期基本計画とも十分すり合わせをされまして、なお一層の財政健全化に当たられるよう要望をしたいと思います。

さて、平成19年度の事業及び施策の成果であります。何と言っても、これからのまちづくりの総合的なプランとなる匠瑳市総合計画が策定されたことであります。匠瑳市の将来像である、海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまちの実現に向け、執行部、または職員の皆さんの御奮闘を期待するものであります。

このほか新規事業では、つどいの広場の開設や、放課後児童クラブを野田小学校に設置するなど、子育て支援策の充実が図られたものであります。また、市民の安全・安心を確保するための防災行政無線の総合整備に向けた実施計画を策定し、平成20年度から順次整備されることとなっておりますし、また、主な継続事業である循環バス運行事業、マザーズホーム運営事業、基本健康診査事業、小規模治山緊急整備事業、商工業活性化支援事業、市道0101号線などの市道の新設改良工事、八日市場駅南口広場整備事業、野手浜総合グラウンド整備事業などが実施されました。さらに、障害者自立支援法に基づく自立支援給付事業、指定管理者制度の導入に伴う指定管理料や平成22年度の国体開催に向けた国体準備費など、厳しい財政状況の中にあっても合併関連事業を初め、地域的課題や、懸案事項に適切に対処され、中長期的な展望に当たった施策の着実な前進が図られるものと思います。よって、私は、議案第1号 平成19年度匠瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべき

ものであると思います。議員各位の御理解を求めます。

以上で私の本議案に対する賛成の討論を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 荻谷進一君による議案第1号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第1号及び議案第6号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） 皆さん御苦労さまです。

2008年9月定例会に市長より提案されました議案14件のうち2件について反対の討論を行います。

まず第1に、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

まず第1は、皆さんも御存じのように、議会側も執行部側も十分認識されているように、匝瑳市の財政の危機、財政構造の硬直化、その主要な原因である国や政府の地方自治対策、そういうものに対して執行部は、基本的に賛同し、要請すべきものを要請していない。この1年、国にはたった1件、後期高齢者医療制度に対するシステム導入への助成要望だけである。極端に少な過ぎます。先ほど荻谷議員からもお話がありましたように、国の政治によって市の行財政の困難、いわゆる地方交付税の削減、何と4年間で32億円の減少、これは市民の暮らしに痛みを与え、痛みを広げ、本来の市民の守り手である匝瑳市がその防波堤となって頑張っていかなければならないわけですが、その点の基本姿勢が十二分に確立されていないということです。今、市民は、生活の困窮、経営不振、リストラ、就職難、失業、各種の負担増、本当に苦しんでいます。

第2に、市はこのような市民の暮らしの厳しさ、苦境に本当に心を寄せているのでしょうか。政府の施策による市民負担がどれほど増加しているか、住民サービスの切り捨て、後退がどれほどか、農業や商工業の経営不振の状況がどうか、匝瑳市内での限界集落の出現などに対する把握、その実態すら把握していません。市民の痛みの実態をしっかりと認識してこそ無駄を省き、今求められている施策が実行できるのではないのでしょうか。そうでないと国や県の言いなりになってしまうのではないのでしょうか。実際に、平成19年度の行財政執行に当たっては、国・県の言いなりの状況がはっきりと浮き彫りになっているのではないのでしょうか。

第3に、国と県の押しつけに対する対応、内容的には合併もそうでした。行革によるサー

ビスカット、負担増、さらに市の行政機関内での75名にわたる非正規雇用の増加、広域ごみ焼却場の建設への指向、合併による不必要な大型事業、恐ろしい方向に向かいつつある学校給食センターの統合、後期高齢者の医療制度への創設への参加、病院改革ガイドライン、改革プランへの作成の強行強要、消防の広域化、これは市長は反対というのか、現状でいくと、こういう答弁でありましたので、しかし、全県的には、やがては広域化の推進、また、財政健全化計画策定、そして指導、障害者の自立支援法の影響、また、県内でも先駆けて防災無線のデジタル化、こういうような状況の中で、市民の怒りの声を聞いてこそ、ただただ従順に国の施策に従っていたんではなりません。市の幹部は、市民全体の奉仕者として、国・県に意見を発信し、声を上げるときではないでしょうか。極めて希薄であります。

第4に、千葉県は人口10万人当たりの医師数は全国45位、看護師の数も46位、医師、看護師養成のための定員の削減、就学資金特別貸し付けの休止、県はそういう施策をとっております。言うべきことを匝瑳市として言うべきです。小学校1人当たりの県の教育予算は全国で44番目、高校生1人当たりの教育予算も全国で45番目、このような県に対して実態から出発して果たして言うべきことを意見を上げているのかどうか、大変疑問に思います。

第5に、事前事後の評価制度システムが確立されていないことです。市民要望の名のもとに、無駄な浪費的事業が繰り返されている。

第6として、その結果、匝瑳市の住みよさ度、全国的にも低い状況になっています。その結果、情報公開度も関東では最下位、平均寿命も短くなっている。急激な人口減。

第7として、やはりそれにはその痛みの実態、その実態把握、調査なくして発言権なしという言葉がありますが、失業の状況、倒産の状況、商店街の閉店状況、自殺の状況、そういう市民の痛みの実態をはっきりと把握してこそ市政のかじ取りができるのではないのでしょうか。その点が極めて不熱心ではないのでしょうか。

第8点として、そういう中で、統合と広域化には熱心です。給食センター、広域のごみ処理場の建設、上意下達、その建設には、有識者としてお歴々、いわゆる上意下達で決まるようなシステムがその建設検討委員会で結果的には仕込まれている。意見を言うような委員会にはなっていない。最初から建設ありきから始まる。食の安全、食育に反する手づくりの給食ができなくなる。いわゆる八日市場給食センターでやっているような八街の御飯の炊飯、民間に委託をして、果たして地元のコシヒカリが使われているかどうか、最近の食品の偽装事件に見られるような実態が恐らくあるのではないのでしょうか。給食業者に委託をするような現象ができる危険性のある給食センターの統合、大量食材を調達するというで食の安全

問題がないがしろにされる、そういう学校給食センターの統合に走り出し、ごみの広域化も3Rに結果的にはブレーキをかけて、温暖化推進、焼却中心、これは最終的には、市長を先頭に、教育長を先頭に、市民から責任を問われる重大な第一歩を今歩み始めようとしている。その自覚が果たしてあるのでしょうか。ここで私は強く警鐘を乱打して、まず建設ありきではなく、食の安全、そして都市宣言の立場に立って、いかにあるべきかということをもとに初心に戻って、スタートの地点に立って、イロハから検討をしていくことが、子供たちの幸せ、今問題になっている食の不安を取り除くことになる。食育基本法に沿った方向になっていくのではないのでしょうか。今の状況について、手厳しく警鐘を乱打しておきたいと、このように思います。

最後に、9つ目として、少子化対策に大きなおくれが始まっています。今、全県の中で、匝瑳市は最低レベルと言っても過言ではありません。先進でありました匝瑳市は、その先進からどんじりに、いまやそのどんじりから先進に来年度予算で、市長も検討を約束すると言いましたので、大いなる期待は持っていますけれども、先進に最高の水準までいかなくとも、適正な、監査委員が言いました、最高水準じゃなくとも、適正な水準に少子化対策を来年度予算に強く求めていきたいと、このように思います。

決算に反対討論をするわけですが、討論というのは、反対したからすべて反対ということではないんです。総論に対して9つの理由をつけて反対したわけです。異議があるわけですが。基本的な見地での反対なんです。各論を一つ一つとってみれば、平和行政の前進、あるいは入札の改善、消防広域に対する市長の態度、あるいは減免制度の前進、こういうことについては、各論については賛成すべきところは多々あるわけですが、全体的に見ると、問題が余りにも大き過ぎるということで、さらなる前進を強く求めて第1号の討論を終わりたいと思います。

続きまして、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、反対の討論を行います。これは極めて単純です。土地売却収入の予算化です。

まず第1の理由は、朝令暮改です。こんなに急に買って急に売却するというのは、行政に本来あってはなりません。最初から売るために買ったんですかという話になるんです、これ。市長はそうではないと、財政課長もそうではないと、こう言っておりましたけれども、朝令暮改的な土地の購入売却というのは、私は、市民は納得できないのではないのでしょうか。

第2に、売却の決定も方針の確立も急でしたけれども、2月末までに売却予定だという急速な、拙速な売却計画、これにも私は賛同できない。

第3として、価格の問題です。1億2,000何がしという予算化をするわけですが、そこには、手数料の2%が入っていません。それから土地整備費500万円、これも入ってない。結果的には、匝瑳市としては、いわゆるこの土地購入によって損失をこうむるわけです。価格にそれを上乗せしないで損失計上予算になっているということです。

第4点として、急ぐ理由の中で金利問題、金利負担がどんどんふえ続けるから早く売らんと、私は金利の問題は今のこの低金利の状況の中で、1年、2年、3年は私はそんなに深刻な問題ではないと思うんです。これが最大の早期売却の理由になっているということであれば、余りにも説得力に乏しいと。

第5として、質疑の中で明らかになったんですが、今回のこのJT跡地の売却方針の中で、価格優先でなく活性化優先だと、安く売るといって、最初からそういう方針を基本とするという発言がありました。最初から低価格を設定すると。

それから、第6点として、私は、市が民間から購入をする。市が今度民間に売るといって、結局これは公共団体が、市がそこに絡んで譲渡所得税、いわゆる税金の点で、安く民間に土地を転がすというのか、横流しをするというのか、そういうことを勘ぐられても仕方のないような状況だと。

次に、今回、外部有識者審査委員会というのを立ち上げて、検討すると。しかしこの段階で2月に売却をするという、もう間もなく10月ですよ。2月に売却予定だと、依然として外部有識者審査委員会は立ち上がってないわけです。人数もはっきりしない。人選もはっきりしていない。全くまだ想定していない。これは、私はその議論の中で売却すべきかどうかというのを有識者に相談をかけてやるのが、最初から売却ありきなんですよ。そうしたらどんな有識者といったって、どういう方々……教育長、有識者というのはどういう方なんですか。学校の先生ですから。元の教育長なんかは有識者ですか。有識者というのは……、有識者というのは、名前は有識者ですよ。しかし、外部の有識者審査委員会というのも、これは市長が提案されたことに関して、それにだめだという人いないんです、こういう有識者は。これは隠れみのになるんですよ。私は、恐らく給食センターの建設検討委員会だって、みんなそんな格好になるんです。形だけそういう組織をつくって、みんなの賛成で決めて、みんなの市民の皆さんの意見を聞いたと、アリバイづくりなんです。みんな知っているでしょう、それは。どこのいろいろな委員会やってみたってみんなそうですよ。市民公募で受けた人なら話は多少やるんですよ。公募で、参加した人は。それよりも、私は、市有地処分のための審議会というのがあるでしょう。それで議論をなぜしないんですか。確かに面積的にはその基準

に満ちておりませんが、金額的には2,000万円以上ですから、審議会でかける要件は、1つでも要件に当てはまれば、市有地処分の審議会にかけるべきですよ。それをやらないで、あえて外部有識者の審査委員会なんかという新しい組織を立ち上げて、みんな賛成してくれ、そんな人を人選して、それで物事が決まって、市民のとうとい財産が処分されると、こういうことであってはならないのではないのでしょうかということ強調して、討論といたしたいと思います。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君による議案第1号及び議案第6号の反対討論が終わりました。

続いて、議案第6号に対する原案賛成者、佐瀬公夫君の登壇を求めます。

佐瀬公夫君。

〔13番佐瀬公夫君登壇〕

○13番（佐瀬公夫君） 私は、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ2億4,711万2,000円の増額をするものですが、JT跡地にかかわる土地取得費及びその財源である土地の売払収入に絞って討論いたします。

まず、経過についてですが、1つ、利用目的は、市の商工業、観光活性化に資する施設とすること。2つ、事業化までの間は土地開発公社で土地を取得し、管理すること。3つ、商工会と土地利用形態を早急に検討し、補助事業、起債事業の活用について配慮すること等、庁議で決定し、平成17年9月定例会を経て八日市場市土地開発公社が平成17年12月26日に1億2,000万円で取得したものであります。その後、商工会が中心となって、商工業観光活性化施設用地としての活用を検討してきましたが、平成20年3月に商工会が主体となった活用策を策定することは難しいとの結論を商工会が出したとの報告が6月の全員協議会で市からありました。それ以後、市で、事業化を検討されたようではありますが、厳しい財政状況を考えると、事業化の財源は国・県の高率の補助、または合併特例債などの交付税算入が大きく見込まれる市税であることが必要であり、現状では、そのような事業は見当たらないため、公募による売却との判断に至ったとの答弁でありました。

時間をかけて事業化を検討するという手法もあると考えられますが、市による事業化の見込みがないのであれば、民間の公募を募り、民間活力による財源を得て、土地開発公社が金融機関に借入金を返済するという手法はやむを得ないものと判断します。ただし、もともとは市の商工業観光活性化に資する施設の用地として市が土地開発公社に土地の取得を依頼し

たものであります。そのことについては、売却に際しても価格だけではなく、土地の利用形態など、市の活性化に結びつくものであることを十分に考慮し、仮称検討委員会での協議の上、手続なども透明性が確保されるよう、市の活性化に結びつくものであることを十分に考慮し、手続も透明性が確保されるよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤正雄君） 佐瀬公夫君による議案第6号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第6号に対する原案賛成者、浪川茂夫君の登壇を求めます。

〔15番浪川茂夫君登壇〕

○15番（浪川茂夫君） それでは、私は、本定例会に市長より提案されました議案のうち、議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、原案賛成の立場で討論を行います。

いまさら私が申すまでもなく、予算議案に対し、その是非を判断するためには予算全般を検証し、不必要な、実施してはならない予算が組み立てられていないか、市民にとって必要な予算がきちんと計上されているか議論し、議案に対する賛否の態度を示すべきと考えます。

また、補正予算は時に緊急性を加味した予算であります。今回の補正予算を見ると、1款1項13目の精算金返納690万5,000円、2項2目のいただき過ぎた税の還付金4,270万8,000円の歳出、3款民生費の障害者福祉にかかわる賃金などはすぐに実施せざるを得ない緊急性があります。4款衛生費の乳幼児医療費助成654万2,000円は、匝瑳市が子育て支援の充実に一歩踏み出した予算であり、10月1日実施のため緊急性もございます。教育費における須賀児童クラブの実施設計委託料210万6,000円にしても、本市の子育て支援対策の重要な施策であります。本6号議案を否決することはこれらの予算が通らなくてもやむを得ないということでございます。本案に対し反対の立場で討論がありました。反対討論の中で、このような予算については賛成です、賛成ですという発言がございました。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 今、討論中でございますので、後ほどにさせていただきますか。

（「討論が問題なんです。議長、重大なことだから」と呼ぶ者あり）

○15番（浪川茂夫君） しかし、反対は反対です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○15番（浪川茂夫君） 反対の討論に賛同してこのような……

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○15番（浪川茂夫君） 重大な施策を実施するための……

(「討論の順序問題なんだ、順序、おかしいよ、これ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 討論中です。

(「討論の順序おかしいでしょうよ、賛成討論を連続してやっているんじゃないのよ、これ。そんなら議案ごとにやりなさいよ、議案ごとに討論を」と呼ぶ者あり)

○15番(浪川茂夫君) 本議案を実施するため、本議案の否決をすることはできません。

(「こんな討論ないよ、これは反論してくるから、それに皆さん反論しなきゃだめでしょうよ、反論を」と呼ぶ者あり)

○15番(浪川茂夫君) 反対の主な理由は、匝瑳市土地開発公社が所有する、いわゆるJT跡地を売却する補正についてでありました。土地開発公社は、開発見込みのない土地をいつまでも所有はできません。商工会での活性計画ができなければ、市民アンケートで活用方法を聞いて開発、利活用を行えばよい、市として利活用を行うことが必要。商工会が断念を表明してからの市の検討期間が短い。十分検討したのか、今しばらく、市が中心になって検討すべき、売却に至った経緯が不明朗、早過ぎる、平成21年度に予想される金利180万円は市の予算規模から見て耐えられない金額ではない。これらが大綱質疑等でも議論をされておりました。

また、ただいま、大木議員より、2月末予算処理は早過ぎるというような反対の理由が述べられましたけれども、これは会計年度の中でやるのであってやむを得ない、このように考えます。整地費が売却代金に入っていないという、これを上乗せした売却値段にすべきということでございましたけれども、土地開発公社より購入代金を超える売却代金を同時に同じ予算にのせるのはいかがかなと考えるわけでございます。しかし、商工会が事業を断念した今、こうした準公的団体に再度依頼しても早期の計画の立案の困難さは明らかであります。市が事業主体となって事業を起こし運営する、運営リスクを考えたのでしょうか。第三セクターにしても、市の負う財政的リスクは夕張の例を見ても明らかであります。そこで民間活力を広く求めて、匝瑳市の活性化につながる事業を展開し活性化しようとするに至ったとの検討結果が質疑でも明らかでございます。この予算は、公社から買い入れる、これはやらなければならない。しかし、充当する予算がない、事業計画がなければ起債も起こせずやむを得ず民間の公募を求め、土地を譲り、これを購入資金に充てる。

また、市が事業を起こして運営するには事業資金もなく、先ほども申しあげましたように、運営にはリスクが伴います。よって、民間活用により事業を展開していただく、もちろん入

札は商工業、観光の活性化につながる事業計画であること。土地の価格は市が設定する価格以上であること、これから設置される第三者委員会において募集条件、内容も決定され、さらに第三者委員会には、議会代表も加わることが検討されておりますので透明性は確保され、J Tから購入した目的である商工業、観光の活性化につながるよい利用方法が見つかると思います。民間を対象とした公募型の活用であっても、今後の売却方針の検討という担保があるわけです。平成17年12月の購入から平成21年3月までの借り入れ利息が既に376万2,000円、今後1年延びると約180万円が増加していきます。

これらの理由から、J T跡地の購入、売却を含む議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）に賛成いたします。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 浪川茂夫君による議案第6号の賛成討論が終わりました。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 発言の途中でちょっと興奮して……

（「ちょっとじゃない大いに興奮していた」と呼ぶ者あり）

○24番（大木傳一郎君） 発言の申し出をしたんですが、議事進行について、議長、これでもいいのでしょうか。田村議員が反対討論で1号、6号、11号とやりました。その次に荻谷議員が1号の賛成討論をやりました。1、6、11やってですから、荻谷議員の次に佐瀬議員か浪川議員が6号の一発ですから、1件ですから、賛成討論をそこにに入れるべきですよ。いわゆる反対をやった場合は賛成、これの繰り返しでやるのが通常なんです。それを佐瀬議員、浪川議員って賛成討論を連続してやるというのは、本来的ではないんですよ。以後注意していただきたいと。

わかりましたか。

○議長（佐藤正雄君） わかりました。以上で……

（「計画的でしょう、計画的」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） じゃ名誉のために言いますけれども、討論は反対から始まって反対、賛成、反対、賛成とこう行くのが通常なんですけれども、今の浪川議員に関しては、討論が始まってから通告がありましたので、今回のような形になりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。



議案（第1号—第14号）の採決

○議長（佐藤正雄君） 日程第4、これより議案等の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

議案第2号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

議案第3号 平成19年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり認定されました。

議案第4号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

議案第5号 平成19年度匝瑳市病院事業決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

議案第6号 平成20年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 匝瑳市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 匝瑳市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 匝瑳市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 国保匝瑳市民病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 匝瑳市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情1件について採決いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2時34分 休 憩

午後 2時50分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。



陳情（第1号）に対する討論

○議長（佐藤正雄君） ここで、陳情第1号に対する討論の通告がありますので、これを許します。

陳情第1号に対する討論に入ります。

陳情第1号に対する原案賛成者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） お疲れのところ大変申しわけありません。

今議会に共済の今日と未来を考える千葉懇話会から提出されました陳情、自主共済制度の保険業法適用除外を求める陳情、賛成の討論を行います。

まず第一に、今回のこの自主共済に対する規制強化というのは、いわゆるオレンジ共済の破産というのか倒産、これは共済に名をかりて無許可な保険商法を行ったものであって、この規制のために法律が改定されたものであります。しかし、その規制強化がもう数十年とわたって相互扶助、助け合いのための共済と、もうけのための保険業を一緒くたにして規制を強化するという状況になって、今全国的に大きな大問題になっているものであります。

反対理由の2つ目として、そのために、障害者の皆さんの共済、あるいは開業医さんを中心とした地域医療の対策基金共済、あるいは登山、山岳会等で遭難が起きた場合の救助共済、あるいは中小企業の互助共済、あるいはPTA等の共済、税理士等々たくさんの方々がそういう共済に入って、今全国的に解散を余儀なくされるとか、団体としての事業の廃止をせざるを得ないという状況になっています。全国的には何らかの形の共済加入者というのは6,000万人とも言われております。このまま推移すれば、大手の保険業のもうけを促進する制度が定着してしまう。

例えば、今回規制の対象になってしまうさまざまな共済については、例えば阪神・淡路大震災の場合、大手の保険業の場合は支払いを渋ると、こういう状況がありました。ところが、こういう小さな、いわゆる組合員というのか、組織の中で小さくつくっている共済は見舞金を阪神・淡路大震災のときに支給をするということで、そういう共済がいかに有意義かとい

うことが明らかにされています。まさに、今回のこの規制強化というものは、弱者を切り捨てて大手保険業者を助ける、いわゆる構造改革の一環で始まっているわけであります。

ところが、国会では、附帯決議というのか、こういう共済には、いわゆる除外するという附帯決議さえ、つけてあるんですが、いざ施行されると一緒くたに、こういう方々が要望している共済までをもさまざまな規制の手が伸びるという状況になっております。そういうわけで、今回のこの陳情というのは、妥当であり、市民、住民の暮らしを守るためにぜひとも採択すべき内容であります。

それから、やっぱり今回の陳情の内容的にも妥当だと、こう思うわけですが、逆に委員会での審査のあり方にやはり一考を要することがあります。鈴木産振課長がどんな説明をしたかわかりませんが、その意見を求める、あるいは委員長が不採択に誘導するような意見を委員長として発言をする。公正公平な立場に立つ委員長の発言としては若干疑念が残るわけです。さらに、産建の委員会では、全く意見がないままに不採択と、こういうふうになっている。結果的には反対の理由が何ら見えない。これでは、陳情された方々や市民にとっても納得できないと、このように思うわけです。審査に議論もなく結論を出すということがあってはならないというふうにも思います。5分間の暫時休憩時にどれだけ真剣に議論したかは、それは私にはわかりませんが、それは公的な発言ではないわけですから、無効なものでありますから、それは全く理由にはならないというふうにも思います。

そういうわけで、匝瑳市民にも、この陳情の採択によって助かる市民が多々おいでだと、このように思いますので、ぜひ委員会では不採択という結果になりましたけれども、本会議では、匝瑳市議会議員の良識が皆さんにはあるわけですから、本会議では起立をお願いして採択していただけるように心からお願いを申し上げまして、原案賛成の討論を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君による陳情第1号の賛成討論が終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。



陳情（第1号）に対する採決

○議長（佐藤正雄君） これより陳情第1号に対する採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。陳情第1号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。陳情第1号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める陳情書、本件につい

て、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（佐藤正雄君） 起立少数、賛成少数であります。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

暫時休憩をいたします。

午後 3時00分 休 憩

午後 3時55分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

日程の追加

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。本日、浪川茂夫君外1名より発議案として、発議案第1号 匝瑳市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議案第2号 ミニマム・アクセス米による「事故米」の食用転用・不正流通の真相究明と再発防止対策強化を求める意見書について、以上2件の提案がありました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、本発議案2件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案2件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、発議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

◇

発議案（第1号・第2号）の上程—採決

○議長（佐藤正雄君） 発議案第1号及び発議案第2号を一括上程し議題とします。

お諮りいたします。発議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めらることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号及び発議案第

2号について、提出者から提案理由の説明を求めることに決しました。

発議案第1号について、本案提出者、浪川茂夫君から提案理由の説明を求めます。

浪川茂夫君。

〔15番浪川茂夫君登壇〕

○15番（浪川茂夫君） 発議案第1号 匠瑤市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、匠瑤市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成20年9月19日提出

匠瑤市議会議長 佐藤正雄様

提出者	匠瑤市議会議員	浪川茂夫
賛成者	〃	栗田剛一
〃	〃	田村明美
〃	〃	佐藤悟

なお、提案理由の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

提案理由。

発議案第1号 匠瑤市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文の整備をいたしたく、別紙のとおり議案を提出するものであります。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 次に、発議案第2号について、本案提出者大木傳一郎君から提案理由の説明を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） では、発議案第2号 ミニマム・アクセス米による「事故米」の食用転用・不正流通の真相究明と再発防止対策強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匠瑤市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成20年9月19日提出

匝瑳市議会議長 佐藤正雄様

提出者 匝瑳市議会議員 大木 傳一郎

賛成者は順不同です。農業関係の議員の皆さんの御賛成をいただきました。

賛成者	〃	小川 博之
〃	〃	山崎 剛
〃	〃	岩井 孝寛
〃	〃	佐瀬 公夫
〃	〃	椎名 嘉寛
〃	〃	越川 竹晴
〃	〃	林 芙士夫
〃	〃	佐藤 浩巳
〃	〃	佐藤 悟

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

ミニマム・アクセス米による「事故米」の食用転用・不正流通の真相究明と再発防止対策強化を求める意見書（案）

農林水産省が販売した農薬やカビで汚染されたミニマム・アクセス米が、米穀加工販売会社「三笠フーズ」で発覚し「事故米」の食用へ転用はおにぎり、和菓子・焼酎・せんべいに加工され学校給食や老人施設などに販売され、食の安全・安心・信頼を求める国民世論に反し、国民の命と健康に関わる重大な社会問題となっています。

1年前に「告発」がありながら、96回も調査に入ったものの、これを未然に防止できなかっただけでなく、これを見抜けなかった責任は重大です。

いわゆる「汚染米」「事故米」が、流通の過程で、食用に転用されないような防止対策が何ら取られず、業者の「良心」に任されていた、ずさんな管理・検査体制にあったことは明白です。これまでの偽装事件などで、管理・検査のずさんさが指摘されてきたことから何を学んできたのでしょうか。

また、今回の事件が氷山の一角であることは明らかです。残念ながら会社の存亡がかかることが分かっているながら、食品の偽装事件が後を絶たない食品業界にあって、三笠フーズだけが特殊だったとは思われません。徹底した解明と対策が必要です。

世界が食料危機に直面するなかで、「輸入義務」としてきたミニマム・アクセス米が、多くの在庫を抱える中で起きているという事態は重要です。ミニマム・アクセス米の輸入を中

止すれば、国内での米増産と備蓄制度も棚上げ方式にすることで工業原料も確保でき強制的な生産調整の必要もありません。

わが匝瑳市は「地産地消・食の安全と自給率向上都市」を宣言、全国学校給食甲子園での優勝や「ふれあいパーク八日市場」直売所の隆盛など食の安全、自給率向上に取り組んでいるところです。

輸入した汚染ミニマム・アクセス米が食用に転売される中、匝瑳市は、千葉県の銘柄米「ふさおとめ」「ふさこがね」などが、「屑米を取り除き、乾燥水分も15%以内、重量も30.5キログラムと調整された」市場価格60キログラム＝1万3,000円の主食用米を、生産調整用飼料として3,000円程度で特定の業者に集荷され流通が進められています。

屑米も6,000円で販売されている中、農家は基盤整備事業の採択のため、泣く泣くペナルティーを警戒し協力しています。

輸入米の飼料用、工業用「事故米」が食用に回り、「おいしい国産米」が飼料に転用されています。確実に飼料にするための加工をする訳でもなく、主食用に転売、流通しないための調査、監視、実態の公表は不可欠です。

このような農政は日本農業を崩壊に導くのではないのでしょうか。

主食を輸入しなくてもよい農政のため、私たちは今回の事件の全容を解明するとともに、抜本的な防止対策や制度改善を要請するとともに、下記事項の実現を強く要請します。

記

- 1 今回の事件の全容を徹底解明し公表すること。
- 2 問題の食品を特定し一日も早く回収すること。
- 3 今回のような事件を二度と起こさないよう、管理責任・監視体制強化などの万全の対策を実施すること。

- 4 「事故米」は食用に転用ができないような対策をとること。今回転用されたすべてのルート、事例について公表すること。関連する会社の責任をはっきり解明すること。

- 5 「輸入義務」でなく「輸入機会の提供」であるミニマム・アクセス米の輸入が事件の根本にあります。食の安全と自給率向上のためにもミニマム・アクセス米の輸入を中止すること。

- 6 銘柄米を飼料とする生産調整はもったいない事です。確実に飼料として活用された事の流通経路の証明を農家に公表し、主食用への不正転用、横流しが無いよう調査と監視を強化し農家に報告、ペナルティーはしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月19日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 福田 康 夫 様

内閣官房長官 町 村 信 孝 様

農林水産大臣様、きょう辞任しましたので空白です。

外 務 大 臣 高 村 正 彦 様

文部科学大臣 鈴 木 恒 夫 様

厚生労働大臣 舩 添 要 一 様

経済産業大臣 二 階 俊 博 様

国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 林 幹 雄 様

内閣府特命担当大臣（食品安全） 野 田 聖 子 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 与謝野 馨 様

農 林 水 産 省 関 東 農 政 局 長 荒 木 喜 一 郎 様

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

参 議 院 議 長 江 田 五 月 殿

以上、提案いたしますので、十分なる御審議をいただきまして、御可決、心からお願いして、提案いたしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤正雄君） 発議案第1号及び発議案第2号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました発議案2件の審議について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員審議とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案2件については全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

発議案第1号 匝瑳市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。発議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。これをもって発議案第1号の質疑を打ち切ります。

発議案第2号 ミニマム・アクセス米による「事故米」の食用転用・不正流通の真相究明と再発防止対策強化を求める意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

荻谷進一君。

○10番(荻谷進一君) これは、私も飲食店を経営する者として、非常にいい案だと思いますが、先ほど大木さんが署名をいただいているとき、私、署名しようとしたら拒否されたので、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今回、1から6を挙げられたんですけれども、しごくごもつともなんですが、今回、ミニマム・アクセス米に関して云々ということはわかるんですけれども、この5番に輸入中止のことまで書いてあるんですけれども、ここまで入れたのはどういう意味合いでしょうか。御説明を願いたいと思います。

○議長(佐藤正雄君) 大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) 6月議会でしたか、3月議会だか、米の価格安定ということで、匝瑳市議会でミニマム・アクセス米の輸入の停止、削減というのはもう既に決議しているわけです。それで、いわゆる政府は輸入義務だと、これウルグアイ・ラウンドで、WTO協定の中で、輸入義務だということで年間77万トンずっと輸入し続けてきて、蓄積されているわけです。それが積み重なってかびが生えたり、いろいろな問題があって、今回放出したものが農水省が処分したものがこういうことになったということで、既に世界で12カ国が、米の輸出の規制と輸出の停止を始めているわけです。国内で米がとれないと、それで去年でしたか、去年は77万トンの輸入義務だと言われていた米が、輸入できなくなっている国際情勢になっていると。いわゆる米も国際相場が約3倍になっていますから、日本で買いたくても買えないという状況になっていると。それでWTOと、それからウルグアイ・ラウンドの協定の中で輸入義務とは書いてないんです。いわゆる輸入機会の提供なんです。買いたければ輸入してもいいという、そういう意味合いのことが本当なんです。ところが農水省は、今まで、対外との貿易の問題がありますから、輸入しなければならぬと義務だ、義務だと、こういうふうに言ってきたんですが、もう既に国際的にも十二分な輸入をしないところは、多々韓国なんか、ヨーロッパなんかもそうだし、輸入しなくてもいいという状況になっています

ので、輸入を中止すれば日本の米づくり、日本の農家はかなり経営が安定するというのか、そういうことになると、こういうふうに思いますので、これはもう。で、最近、太田誠一、きょう辞任した太田誠一農水大臣が、当面、ミニマム・アクセス米の輸入は中止すると、取りやめると、こういうようなことで、当面もうやらないということになっているのです、政府自体が。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） 荻谷進一君。

○10番（荻谷進一君） おっしゃっている意味、私も理解するところでありますが、言葉は悪いんですけども必然的にもうなくなるような時代になってきているように私も思います。いわゆる世界の穀物自給が逼迫してきておりますので、私はあえてこれは入れなくてもいいかなと思って主張します。絶対、これは賛成するものでありますけれども、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤正雄君） ほかに質疑はありませんか。

江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） 前もって申し上げます。これには全面的に賛成だし、何ら反対意見を申し述べるではなくて、実はこの中に、おにぎりとか、和菓子とか、焼酎とか、せんべいとか、ほかにも転用されていることがまた出てくると思うんです。この4つ全部私の口に入っています。したがって、できれば、江波戸おまえもほかの方もいると、全員で、まとまってやりたかったなという思いが今非常に強くしております。しかしながら、これはこれでそれなりの効力がありますので、このまま提案することには賛成です。ただ、私がちょっとそういうふうに残念だなという気がありましたので申し上げただけです。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 荻谷議員と江波戸議員から、賛成者にぜひ入りたかったという大変ありがたい御発言があったわけですが、冒頭、私、壇上で、登壇して発言したように、本日は農業に関係している議員に賛成してもらおうということで、ああ江波戸さんも農業を……

（「いや、方針を言っただけです」と呼ぶ者あり）

○24番（大木傳一郎君） ああそうか。これからは、そういうふうには、ぜひしたいと。きょうは朝持ってきて、皆さんに賛同をいただこうという努力をしたもので、全員にお願いする

という時間的余裕もなかったので、農家の関係する議員に絞って提案するようになってしまったので、その辺はおわびを申し上げたいと、これからは努力をしたいと、こういうふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) お諮りいたします。発議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。これをもって発議案第2号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。

これより発議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。

発議案第1号 匝瑳市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(佐藤正雄君) 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

発議案第2号 ミニマム・アクセス米による「事故米」の食用転用・不正流通の真相究明と再発防止対策強化を求める意見書について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(佐藤正雄君) 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議案第1号につきましては、匝瑳市議会会議規則でありますので、速やかに交付いたします。発議案第2号につきましては、意見書の提出でありますので、

地方自治法第99条の規定により、関係行政機関に提出いたします。

お諮りします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に一任することに決しました。



日程の追加

○議長(佐藤正雄君) お諮りいたします。議会運営委員会委員が1名欠員となっております。

よって、この際、議会運営委員会補欠委員の選任について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会補欠委員の選任について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。



議会運営委員会補欠委員の選任について

○議長(佐藤正雄君) 議会運営委員会補欠委員の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、その選任を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会補欠委員の選任については、議長に一任することに決しました。

それでは指名をさせていただきます。

議会運営委員会委員に大木傳一郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大木傳一郎君を議会運営委員会委員に選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大木傳一

郎君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

以上をもちまして、議会運営委員会補欠委員の選任を終わります。



日程の追加

○議長（佐藤正雄君） 本日、議会運営委員会委員長から、地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査とする申し出がありました。申出書はお手元に配付のとおりであります。

なお配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とすることに決しました。



閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（佐藤正雄君） 閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の朗読を省略して、直ちに浪川議会運営委員会委員長から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

これより、閉会中の所管事務調査申出書の件について、浪川議会運営委員会委員長から説明を求めます。

浪川議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長浪川茂夫君登壇〕

○議会運営委員長（浪川茂夫君） それでは、閉会中の所管事務調査申出書について御説明いたします。

議会運営委員会の所管は、議会運営が主な所管事項であり、定例会、臨時会の開会に向け、事前にこの委員会を開催し、日程等の協議を行っているところであります。これは、定例会

等の前に開催していますので、議会の閉会中に議会運営委員会を開催することになります。委員会の開催は、他の常任委員会と同様に、原則議会の開会中に開催できるものであります。閉会中に議会運営委員会を開催するためには、その調査案件を付し、議会で閉会中の継続審査とする旨の議決をいただくことが必要となります。このことから、閉会中に議会運営委員会を開催できるように申し出を行い、本会議で所定の手続をお願いしているものでございます。

別紙の私から議長あての申出書をごらんいただき説明にかえさせていただきます。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件について、質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事務調査については閉会中の継続審査とすることに決しました。



閉会について

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。今定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



議長あいさつ

○議長（佐藤正雄君）　ここで、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る9月5日に招集されて以来、会期15日間にわたりましたが、この間における、皆様方の御精励と御苦勞に対しまして衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。皆様方におかれましては、時節柄御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げて、簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



閉会の宣告

○議長（佐藤正雄君）　これにて匝瑳市議会平成20年9月定例会を閉会いたします。

午後 4時22分　閉　会